

火災共済

【普通】【総合】の2種類があり、【総合】は掛金が割増になりますが、補償範囲は広く設定されております。

共済金の算出計算式

損害額がお支払限度額となります。

共済金額

$$\text{損害額} \times \text{時価} \times 80\% = \text{お支払共済金}$$

詳しい補償範囲につきましては、お問合せ下さい。

総合

普通

火災

落雷 落雷による衝撃によって建物、ガラス、テレビ等に損害が生じたとき

破裂・爆発 ボイラの破裂やプロパンの爆発等により損害が生じたとき

風災・雪災 台風・せん風・暴風などの風災、ひょう災又は豪雪、なだれ等の雪災により建物、家財等に 20 万円以上の損害が生じたとき(但し、付属物は対象外)

物体落下・衝突 航空機の墜落や付属品の落下、車両の飛び込み等で損害が生じたとき

騒じょう・労働争議 デモやストライキ等によって建物や家財に損害が生じたとき

水ぬれ 給排水設備の事故又は他の戸室の事故により水ぬれの損害が生じたとき

盗難 家財や設備・什器等が盗まれたり、盗難の際に建物、家財、設備・什器等がこわされたり、汚されたりしたとき(但し、商品は対象外)。現金・預貯金証書の盗難もお支払いします

水災 台風、洪水、豪雨、高潮等により次の損害が生じたとき(但し、付属物は対象外)
 イ. 建物又は家財にそれぞれ 30%以上の損害が生じたとき
 ロ. 床上浸水又は地盤面より 45cm をこえる浸水により、建物又は家財等に損害が生じたとき

追加・費用補填内容

普通

臨時費用 ~ ・ ~ の事故の場合、共済金の他にその 30%を臨時費用としてお支払します(但し、1 事故 1 構内住宅物件で 100 万円、非住宅物件 500 万円が限度)

残存物取片付け費用 ~ ・ ~ の事故の場合、共済金の 10%の範囲内で残存物の取片付けに要した実費をお支払します

先火見舞費用 ・ の事故で他人の所有物に損害を与えたとき、20 万円×被災世帯数(但し、1 事故共済金額の 20%が限度)

傷害費用 ~ ・ ~ の事故及び水災によって共済金が支払われる場合に、契約者又は親族、使用人に次の被害があったとき
 死亡・後遺障害(事故の日から 180 日以内)共済金の 30%
 重症(14 日以上入院又は 30 日以上の医師の治療)共済金額の 2%
 住宅物件は 1 事故 1,000 万円、非住宅物件は 1 事故 1 名 1,000 万円、1 構内 5,000 万円が限度

地震火災費用 地震、噴火等により火災が発生し、次の損害が生じたとき(但し、付属物は対象外)イ.建物が半焼以上又は損害の額が 20%以上となったとき ロ.家財が共済目的の場合、収容建物が半焼以上又は家財の損害が 80%以上 ハ.共済目的が設備・什器、商品・製品の場合、収容建物が半焼以上 共済金額×5%(但し、1 構内 300 万円が限度額)

修理付帯費用 ~ の事故で、損害の原因調査費用や仮修理費用、仮設物費用等の実費をお支払します(但し、非住宅物件に限る)。1 構内共済金額×30%又は 1,000 万円のいずれか低い額が限度

損害防止費用 ~ の事故で、損害の防止、軽減のために支出した必要又は有益な費用をお支払いたします。